資料11

# 各種申請・届出(指定・変更等)に 当たっての留意事項について

令和7年3月 青森県健康医療福祉部障がい福祉課

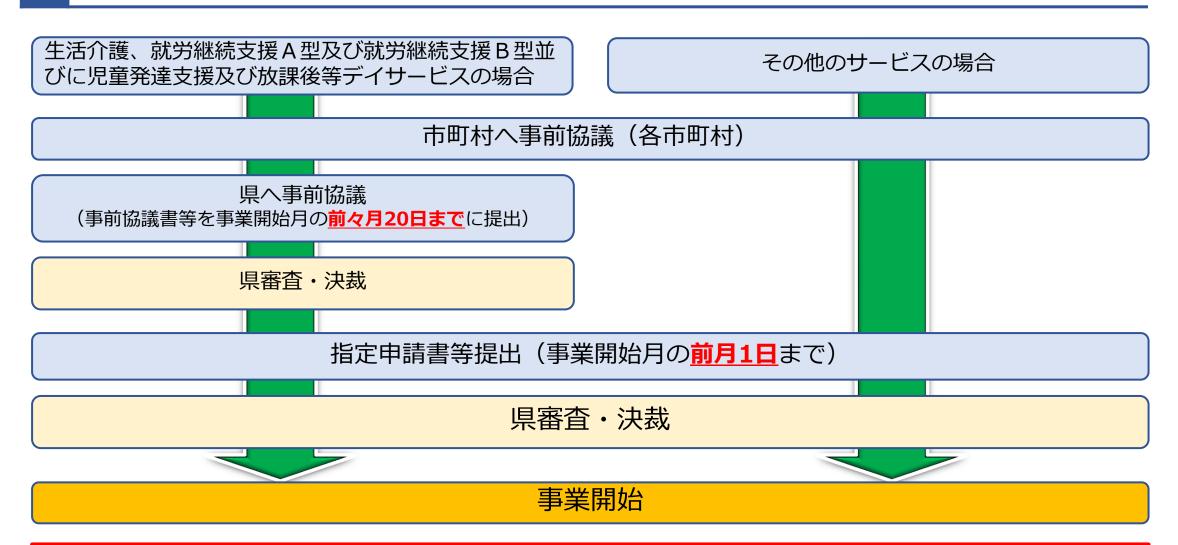
# 目次

1. <u>障害福祉サービス事業者等の指定申請</u>	<u>P.3~7</u>
2. <u>障害福祉サービス事業者等の変更指定申請</u>	<u>P. 8∼9</u>
3. <u>障害福祉サービス事業者等の指定更新申請</u>	<u>P.10</u>
4. <u>障害福祉サービス事業者等の変更・再開・廃止・休止の各届出</u>	<u>P.11~20</u>
5. 報酬算定にあたっての留意事項	<u>P.21~22</u>
6. 「前年度実績」に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて	<u>P.23~24</u>
7. 毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について	<u>P.25~26</u>
8. <u>減算に係る留意事項</u>	<u>P.27~29</u>
9. 食事提供加算の取扱いについて	<u>P.30~32</u>
10.各種申請手続きに関する情報の検索方法について	<u>P.33~36</u>
11.地域連携推進会議の実施について	<u>P.37~38</u>
12. <u>就労選択支援について</u>	<u>P.39~41</u>

# (1) 指定申請

- ◆ 新規に障害福祉サービス事業所(又は一般相談支援事業所)の指定を受けたい場合は、最初に事業所を開設予定の市町村の障がい福祉担当課へ指定申請にあたっての事前協議を行ってください。市町村における事前協議終了後は事前協議報告書を作成の上、指定を受けたい障害福祉サービスごとに必要となる申請書類と併せて、県障がい福祉課あて申請書類一式を提出してください。
- ◆ 申請書の提出期限は、<u>事業開始予定月の**前月1日(必着)**</u>です。
- ◆ 生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの指定申請の場合には県へ事前協議を行う必要があります。市町村との協議を経た上で、事業開始希望月の前々月20日までに、青森県健康医療福祉部障がい福祉課へ事前協議書及び添付書類を提出してください。(※来庁は不要です)
  - ※事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の前月1日(必着)です。
  - ※変更指定申請書(添付書類を含む。)は事前協議終了後に提出してください。
- ◆ 指定申請書類は、ホチキス等で綴じずに提出してください。

# (2) 指定申請の流れ

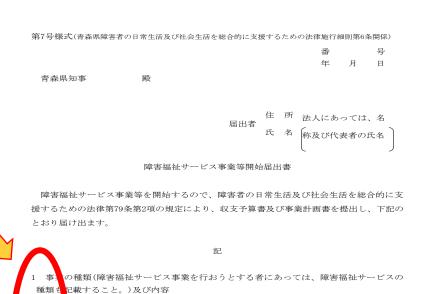


※書類の内容に不備や不足がある場合は、書類の修正や追加書類の提出を求めます。書類の修正や追加書類の提出が期限に遅れる場合は、指定申請書記載の事業開始予定年月日どおりに指定できないこともあります。

# (3) 新規指定申請書類に係る留意事項

① 障害福祉サービス事業等開始届出書(第7号様式)及び障害児通所支援事業等(児童自立生活援助事業等)開始届書(第25号様式)について \_\_\_\_\_\_\_

- 必ず<u>各項目(1~8)の内容を記載</u>してください。例) 1 事業の種類 牛活介護
- 収支予算書、事業計画書は必ず添付してください。
- 押印は不要です。
- 別添資料で確認可能な項目については、別添○○参照のような書き方で差支えありません。



6の氏名及び住所(法人にあっては、名称及び主たる事務所の所在地)

**農開始の予定年月日** 

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

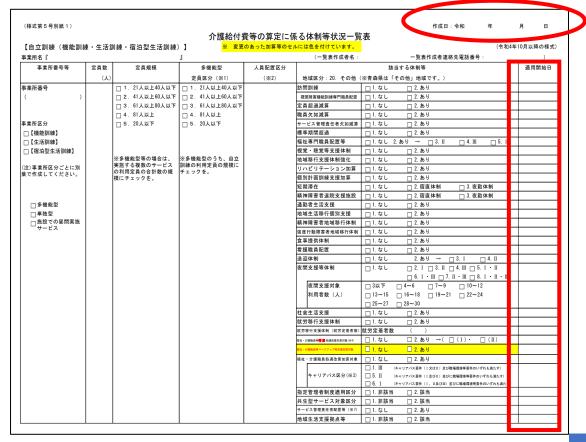
1 収支予算書 2 事業計画書

行おうとする区域(市町村の委託を受けて事業を行おうとする者にあっては、当

# (3) 新規指定申請書類に係る留意事項

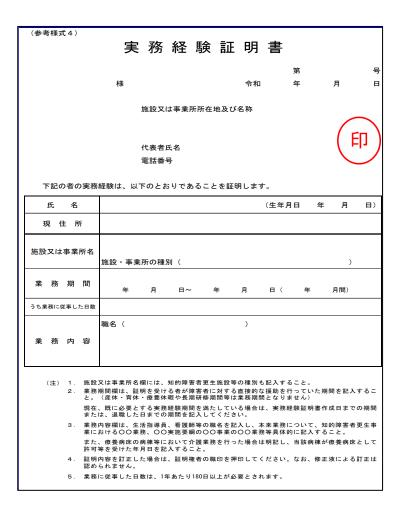
- ② 介護給付費の算定に係る体制等状況一覧表(様式第5号別紙1)及び障害児通所・入所給 付費の算定に係る体制等状況一覧表(様式第5号別紙1)について
- 新たに取得する加算、既に取得している加算の 適用年月日を必ず記載してください。

• 届出日を必ず記載してください。



# (3) 新規指定申請書類に係る留意事項

- ③実務経験証明書の記載方法について、以下の点にご留意ください。
- 原則、実務経験を証明したい本人が旧勤務先の法人に発行を依頼してください。
- ※<u>旧勤務先法人の代表者印の押印が必要</u>です。押印の無いものは証明書として認められません。
- 「うち業務に従事した日数」は、実際に勤務した日数(○○○日)をご記載ください。
- 複数の期間の証明をする場合には、「業務期間」、「うち業務に従事した日数」は、 業務ごとに分けて記載してください。
  - 例)生活支援員 平成26年4月1日~平成28年3月31日(2年0カ月) (385日) 職業指導員 平成28年4月1日~平成30年3月31日(2年0カ月) (390日)
- 原本ではなく、写しをご提出ください。原本については個人で保管してください。

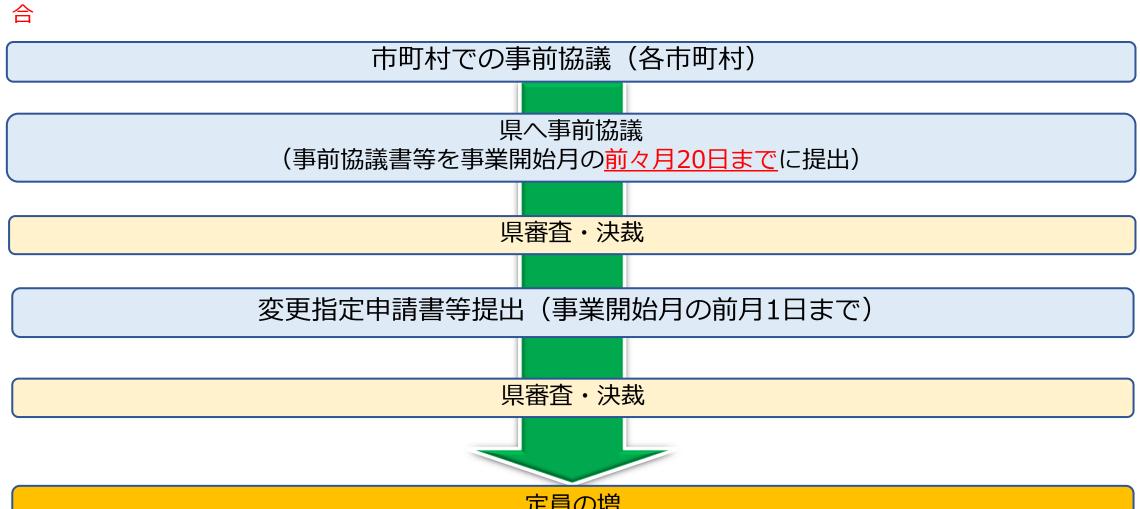


# (1) 変更指定申請に係る留意事項

- ◆ 生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場合には変更指定申請が必要となります。
  - ※変更届ではありませんので、ご留意ください。
- ◆ 変更指定申請の際は、市町村との協議を経た上で、<u>事業開始希望月の前々月20日まで</u>に、 当課あてに事前協議書を提出してください。(※来庁は不要です)
- ◆ 事前協議後の指定申請の提出期限は、上記のとおり事業開始予定月の<mark>前月1日(必着)</mark>です。 ※変更指定申請書(添付書類を含む。)は<u>事前協議終了後</u>に提出してください。
- ◆ 変更指定申請書類には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

# 変更指定申請の流れ

※生活介護、就労継続支援A型及び就労継続支援B型並びに児童発達支援及び放課後等デイサービスの定員を増やす場



### 指定更新申請に係る留意事項

- 指定更新を希望する場合は、指定有効期間の満了日までに申請してください。
- なお、審査事務を円滑に行うため、当課で指定更新申請の受付期間を定め、連絡しています。これまで のところ、受付期間は概ね1月前に設定して通知しています。
- 指定更新申請に対する審査に当たっては、指定基準を満たしていることを確認する必要があるため、<u>事業休止中のままでの指定更新はできません。</u>事業休止中の場合は、<u>まず指定基準を満たした上で、事業</u>再開の手続を行う必要がありますので御留意願います。
- 更新後すぐに休止をする前提で指定更新申請を行うことはできませんのでご留意ください。
- 更新申請書には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

# (1) 変更・事業の再開に係る留意事項

- 変更・事業の再開に係る各届出は、これらのあったときから10日以内に行ってください。
- 上記の例外として、<u>算定する報酬の単位数の増に関する変更の場合は、算定開始予定月の前月15日</u> (必着)までに、算定する単位数の減に関する変更の場合は速やかに届出してください。
  - ※「4.(3)加算の届出に係る留意事項」参照
- また、変更内容が生活介護、就労継続支援A型、就労継続支援B型、児童発達支援、放課後等デイ サービス及び障害児入所施設の事業に係る定員の増の場合は、届出ではなく変更指定申請となります ので、「2. 障害福祉サービス事業者等の変更指定申請」に記載の流れで変更指定申請を行ってくだ さい。
- 変更届の添付書類については、「別表1」を参照してください。
- 各届出書類には、ホチキス等で綴じずに提出してください。

# (2) 変更・事業の再開の届出書類

変更届出をするときは次の書類を提出してください。押印は不要です。

- ① 変更届出書(様式第2号)・・・者・児共通
  - ※変更内容が分かるよう、必ず変更の内容(変更前・変更後)を記載してください。 記載がない場合は県で変更内容を正しく把握できない可能性があります。
- ② 障害福祉サービス事業等変更届出書(第8号様式)・・・者 障害児通所支援事業等変更届出書(第27号様式)・・・児

③ 変更内容を確認できる書類<u>(次ページ「別表1」を参照)</u>

	変更事項	添付書類
1	事業所(施設)の名称	・運営規程(変更前・変更後)
2	事業所(施設)の所在地(設置の場所) 【事業の実施場所の変更の場合】	<ul><li>・平面図</li><li>・設備・備品等一覧(参考様式2)</li><li>・建物の写真(外観と内観)</li><li>・消防法及び建築基準法上の検査済証等</li><li>・運営規程(変更前・変更後)</li></ul>
3	事業者(設置者)の名称	· 登記事項全部証明書(登記簿謄本)
4	主たる事務所の所在地【設置者の本部住所変更の場合】	· 登記事項全部証明書(登記簿謄本)
5	代表者の氏名、住所及び職名	<ul><li>・登記事項全部証明書(登記簿謄本)</li></ul>
6	登記事項証明書又は条例等 (当該指定に係る事業に関するものに限る。)	・登記事項全部証明書(登記簿謄本) ・条例等(写)
7	事業所(施設)の平面図及び設備の概要	・平面図(変更前・変更後) ・設備・備品等一覧(参考様式 2)

	変更事項	添付書類
8	事業所(施設)の管理者の氏名及び住所	<ul><li>・経歴書(参考様式3)</li><li>・資格証(写)【資格要件が必要な場合】</li><li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)</li></ul>
9	事業所のサービス提供責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護の場合】	<ul><li>・経歴書(参考様式3)</li><li>・実務経験証明書(参考様式4)【実務要件がある場合】</li><li>・資格証(写)</li><li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)</li></ul>
10	事業所のサービス管理責任者の氏名及び住所 【居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・一般相談支 援 <mark>以外</mark> の場合】	<ul> <li>・経歴書(参考様式3)</li> <li>・実務経験証明書(参考様式4)</li> <li>・資格証(写)【資格要件が必要な場合】</li> <li>・サービス管理責任者等研修修了証(写)</li> <li>・相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書(写)</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)</li> </ul>
11	事業所(施設)の児童発達支援管理責任者の氏名及び住所 【障害児通所・入所支援の場合】	<ul> <li>・経歴書(参考様式3)</li> <li>・実務経験証明書(参考様式4)</li> <li>・資格証(写)【資格要件が必要な場合】</li> <li>・サービス管理責任者等研修修了証(写)</li> <li>・相談支援従事者初任者研修 講義部分の受講証明書(写)</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)</li> </ul>
12	地域相談支援の提供に当たる者の氏名及び住所 【一般相談支援の場合】	<ul> <li>・経歴書(参考様式3)</li> <li>・実務経験証明書(参考様式4)</li> <li>・資格証(写)【資格要件が必要な場合】</li> <li>・研修修了証(写)</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2)</li> </ul>

	変更事項		添付書類
13	運営規程	定員の変更	・各事業の付表 ・運営規程(変更前・変更後) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2) 【定員増の場合、上記に加えて以下書類を提出】※GHの住居追加を含む。 ・平面図(変更前・変更後) ・設備・備品等一覧(参考様式2) ・建築基準法上の検査済証(写)・消防法上の検査済証(写)・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表(様式第5号別紙1) (※変更がある場合)
		定員以外の変更	・運営規程(変更前・変更後) ・その他関連資料(例:勤務形態一覧表等)
14	介護給付費等の請求に関する事項 【※算定する単位数が増える場合は前月1	5日までに届出】	・介護給付費等算定に係る体制状況一覧表(様式第5号別紙1) ※一覧表には、変更部分だけでなく、該当するサービスの全加算項 目についての体制を記入してください。 ※GHは、共同生活住居ごとに一覧表を作成してください。 ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2) ・加算に係る届出書(加算毎に別様式)

	変更事項	添付書類
15	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容	・契約書・協定書等(写)
16	事業所(施設)・主たる事務所の連絡先 (電話番号、FAX番号、メールアドレス)	・各事業の付表
17	事業所の種別(併設型・空床型の別) 【短期入所のみ】	・付表 ・運営規程(変更前・変更後) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2) ・平面図(変更前・変更後) ・設備・備品等一覧(参考様式2)
18	併設型における利用定員数 空床型における当該施設の入所者の定員 【短期入所のみ】	・付表 ・運営規程(変更前・変更後) ・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表(様式第5号別紙2) ・平面図(変更前・変更後) ・設備・備品等一覧(参考様式2)
19	委託している障害福祉サービスの種類並びに委託先の事業所 名称及び所在地 【重度障害者等包括支援において、第三者委託により提供す る障害福祉サービスがあるときのみ】	・契約書(写) ・運営規程(変更前・変更後)
20	関係機関等との連携その他の支援体制の概要 【共同生活援助のみ】	・概要がわかるもの(様式任意) ・運営規程(変更前・変更後)

	変更事項	添付書類
21	連携する公共職業安定所その他関係機関の名称 【就労移行支援のみ】	・概要がわかるもの(様式任意) ・運営規程(変更前・変更後)
22	医療法第7条の許可を受けた病院又は診療所であること【障害児通所・入所支援の場合】	・許可証(写)
23	主たる対象者	<ul><li>・各事業の付表</li><li>・運営規程(変更前・変更後)</li><li>【対象者を特定する場合】</li><li>・主たる対象者を特定する理由書(参考様式7)</li></ul>

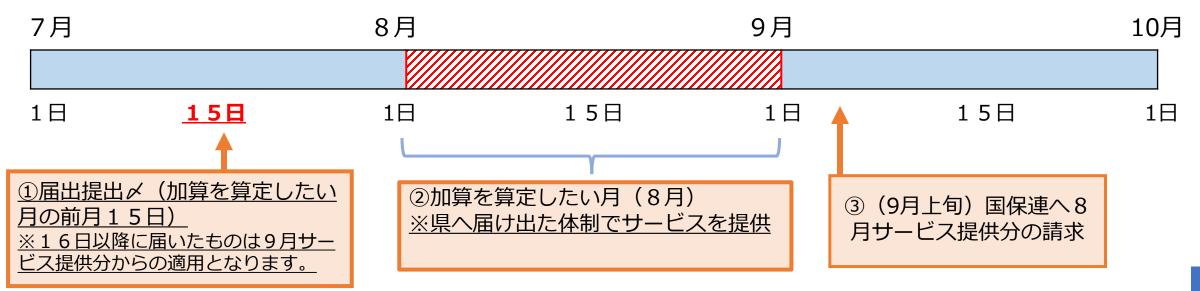
# (3) 加算の届出に係る留意事項

- ①加算の変更に係る届出については、前述のとおり<u>算定する報酬の単位数の増に関する変更の場合は、算定開始予定月の前月15日(必着)までに、算定する単位数の減に関する変更の場合は速やかに</u>届出してください。 なお、届け出期限については、以下についてご留意ください。
- ① 15日が閉庁日の場合は、直前の開庁日が締切となります。例) 15日が日曜日→13日金曜日が締切
- ② 16日以降に届いた分については、翌月ではなく翌々月サービス提供分からの適用となりますので、余裕をもって 提出してください。
- ③ 加算等の区分変更(算定単位数の減)が発覚した場合は、速やかに県へ届出を行ってください。 (<u>単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行</u> わないこととなります。届出がされずに後日発覚した場合には、過誤調整の手続きが必要になります。)
- ④ 県への届出をしていない場合は、当該加算の請求を行わないようにしてください。
- ※届出がされずに報酬の請求が行われた場合、報酬請求時にエラーが生じますので留意願います。

# (4) 加算に係る変更届出の届出期限

変更内容	期限
新たに加算等を算定	前月15日必着(※以下の例を参照)
加算等の取り下げ・減算	わかり次第速やかに届け出ること
加算等の区分変更(単位数の増)	前月15日必着(※以下の例を参照)
加算等の区分変更(単位数の減)	わかり次第速やかに届け出ること
加算以外の変更	わかり次第速やかに届け出ること

例)8月サービス提供分の加算を算定又は算定単位数の増をしたい場合



# (5) 廃止・休止に係る留意事項

- ●廃止・休止に係る届出は、必ず廃止又は休止の日の1か月前までに届出してください。 ※廃止予定日の1月以内に届出を提出するケースが非常に多く見受けられますので、御留意ください。
- ●廃止又は休止を行う場合で、現にサービスを利用しているものがいる場合には、利用者の希望や移行先を聴取し、休止・廃止に係る届け出に以下書類を添付してください。
- ✓ 現にサービスを利用している者に対する措置状況一覧(Excel様式)
- ✓ 利用者の希望や移行先を聴取した個々の面談記録等(任意様式)

### 5. 報酬算定にあたっての留意事項

障害福祉サービス等の報酬算定について、国では算定基準として報酬告示や報酬告示に基づく関係告示を定めています。 そのほか、報酬告示の詳細を示した留意事項やQ&Aが発出されています。報酬算定に当たっては、<u>これらの基準省令等を確</u> 認の上、適切な請求事務に努めていただきますようお願いします。

### 【指定障害福祉サービス・指定障害者支援施設】

- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第523号)⇒「報酬告示」
- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「留意事項通知」

### 【地域相談支援】

- ▶ 障害者に日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援に要する費用の額の算定に関する 基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第12号)⇒「報酬告示」
- ▶ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について(平成18年10月31日障発第1031001号)⇒「留意事項通知」

# 5. 報酬算定にあたっての留意事項

### 障害児通所・入所支援】

- ▶ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第122号)⇒「報酬告示」
- ▶ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成24年3月14日厚生労働省告示第 123号))⇒「報酬告示」
- ▶ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の制定に伴う 実施上の留意事項について(平成24年3月30日障発第0330第16号)⇒「留意事項通知」
  - また、県HPから最新の留意事項通知や報酬算定等に関する過去のQ&Aが確認できます。 <a href="https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sienhou-tuuchi.html">https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kenko/syofuku/sienhou-tuuchi.html</a>

これらの内容を確認した上で、運用上の疑義等ある場合は、<u>原則FAX(質問票)</u>で御質問ください。

# 6. 「前年度実績」に基づく基本報酬及び加算の取扱いについて

### 前年度実績に基づき算定する加算について

「前年度又は前年度末日の実績」に応じて基本報酬の算定区分や加算単位数が決まるサービスについて、<u>令和7年4月から新規算定・区分の変更・算定の終了</u>を行う場合は前年度実績に基づく見直しを行った上で必要な書類を提出してください。

### ■ 留意事項

- ▶ 期限までに提出のない場合は、遡っての算定(単位数の増)はできません。
- ▶ 前年度の実績により加算の算定が「終了」したり、報酬区分の「単位数が減る変更」は速やかに変更届出を行ってください。
- ▶ 単位数が減る変更は届出を行う前であっても、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないこととなります。
- ▶ 4月以降も報酬区分・加算区分に変更がない場合は届出は不要です。
  「就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分の届出」は変更の有無に関わらず毎年4月中に届出が必要です。
- 届出期限(新規取得や区分変更(単位数の増))
- ▶ 令和7年4月15日(火)必着
- ※前年度実績に基づかない加算の新規取得や区分変更(**単位数の増**)は、4月サービス提供分から算定しようとする場合、 令和7年3月14日(金)が提出期限となりますのでご注意ください。
- <u>前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算</u> 次ページの別表 2 「加算等一覧」~前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算~」を参照ください。

# 「加算等一覧」~前年度実績に基づき決定される報酬区分及び加算~

番号	報酬・加算名 加算算定で「利用者の数」を用いる場合は、 前年度の平均値 = 前年度の全利用者数の延べ数÷当該前年度の開所日数	居重行動 宅度活護 所護 で 護	療養介護	生活介護	施設入所支援	自立訓練	自立訓練	練加工	就労移行支援	A型 総続支援	B型 就労継続支援	就労定着支援	共同生活援助	地域移行支援	児童発達支援
0	基本報酬算定区分								•	•	•	•	•	•	•
1	移行準備支援体制加算								•						
2	視覚・聴覚言語障害者支援体制加算			•	•	•	•	•	•	•	•		•		
3	重度者支援体制加算									•	•				
4	重度障害者支援加算(I)				•										
5	就労移行支援体制加算			•		•	•			•	•				
6	就労定着実績体制加算											•			
7	人員配置体制加算		•	•									•		
8	地域移行支援体制強化加算							•							
9	通勤者生活支援加算							•					•		
10	特定事業所加算	•													
11	目標工賃達成指導員配置加算										•				
12	目標工賃達成加算										•				
12	夜勤職員配置体制加算				•										
13	夜間支援等体制加算							•					•		
14	就労支援関係研修修了加算								•						

# 7. 毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

### 工賃向上計画について

『「「工賃向上計画」を推進するための基本的な指針」の一部改正について』(令和6年3月29日障発0329第42号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)において、特別な事業がない限り全ての就労継続支援B型事業所は「工賃向上計画」を作成することとされています。令和6年4月以降に新規開設した就労継続支援B型事業所において、令和6年度から令和8年度までの「工賃向上計画」が未提出の場合は、速やかに県障がい福祉課へ提出してください。

なお、就労継続支援B型サービス費(I)、(II)、(II)、ついては、「工賃向上計画」を作成していない場合には算定できないこととなっているため、ご留意ください。

また、令和6年度の実績を踏まえ達成状況を点検・評価し、その結果に基づいて「工賃向上計画」の<mark>見直し</mark>を行った場合は、<u>令和7年5月</u> 末日までに県障がい福祉課へ提出してください。既に提出した内容で変更がない場合は、提出不要です。

# 工賃(賃金)実績の報告 ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所及び就労継続支援B型事業所は、毎年、県に対し前年度の工賃(賃金)実績を報告することとなっています。 例年、厚生労働省から依頼が来次第、各事業者へ通知していますので、期日までの報告をお願いします。

### 就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書

### ※ 毎年度

就労継続支援A型事業所の基本報酬の算定区分に関する届出書は毎年<u>4月15日</u>まで(<del>令和7年度は令和7年4月15日(火)まで</del>)に県障がい福祉課へ届出が必要です。

#### 【届出書類】

- ・様式第2号(指定内容変更届出書)
- ・第8号様式(障害福祉サービス事業等変更届出書)
- ・様式第5号別紙1(体制等状況一覧表)
- ・就労継続支援A型に係る基本報酬の算定区分に関する届出書
- ・就労継続支援A型事業所におけるスコア表(全体)

# 7. 毎年度又は3年毎に届出が必要な書類について

### 就労移行支援事業所における就職者数 ※ 毎年度

障害福祉サービス事業者等に係る指定基準省令において指定就労移行支援事業者又は就労移行支援を提供する指定障害者支援施設は、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を県に報告しなければならないとされています。

※事業所の所在地が中核市(青森市・八戸市)にある場合は、中核市(青森市・八戸市)に報告することになります。 県から照会がありましたら所定の様式により報告をしてください。

### 自己評価結果等の公表にかかる届出書 ※ 毎年度

児童発達支援、放課後等デイサービス、共生型障害児通所支援が対象です。

平成31年4月1日から障害児通所支援事業者は自己評価等の公表が義務付けられており、自己評価結果等の公表方法及び公表内容について県に届出のない場合、減算(自己評価結果等未公表減算:所定単位数の100分の85)が適用されます。例年1月頃に県ホームページに掲載するので、期日までに提出してください。

### 障害福祉サービス等処遇改善計画書・障害福祉サービス等処遇改善実績報告書 ※ 毎年度

福祉・介護職員等処遇改善加算については、取得する年度毎に計画書の提出が必要です。

(引き続き令和7年度も当該加算を算定する場合も計画書の提出が必要です。)

年度初めの4月から当該加算を算定する場合は、前年度の2月末までに計画書を提出してください。

なお、令和7年度の提出期限は<u>令和7年4月15日(火)とする予定</u>です。計画書の様式については、厚生労働省から通知があり次第、 御連絡します。

また、福祉・介護職員等処遇改善加算を受給した事業所は、各事業年度における最終の加算の支払いがあった月の翌々月の末日までに実績報告書を提出してください。

なお、様式等は県HPへ掲載しています(計画書は例年1月頃、実績報告書は例年6月頃に更新)。

前年度の様式と変更している場合もありますので、毎年度県HPを確認してください。

### 8. 減算に係る留意事項

### サービス管理責任者欠如減算①

### 【減算の対象】

以下の場合で、他に資格要件を満たしたサービス管理責任者を配置できない場合。

- ① <u>旧体系(H31.3以前)の研修を受講済の方</u>で、<mark>令和5年度末(令和6年3月31日)</mark>までに<u>サービス管理責任者等更新研修</u>を修了できなかった場合であって、令和6年4月1日以降に実践研修終了証の交付を受けていない者。
- ② 実務経験者でR元~R3年度にサービス管理責任者等基礎研修を受講済の方で、基礎研修修了者となった日から3年を経過する日までの間にサービス管理責任者等実践研修を修了できなかった場合(※実践研修を修了するまで当該者はサービス管理責任者等の業務を行うことはできません。)
- ③ <u>サービス管理責任者実践研修修了者</u>であって、<mark>実践研修を修了した日から5年を経過する日の属する年度の末日まで</mark>の間に<u>サービス管理</u> 責任者等更新研修</u>を修了できなかった場合
- ④ その他現任のサービス管理責任者の退職等によりサービス管理責任者が欠如となった場合 (※やむを得ない事由による欠如の場合は、県障がい福祉課に取扱いについて御相談ください。)
- ※サービス管理責任者等として配置するには、相談支援従事者初任者研修の講義部分を修了している必要があります。受講していない場合には、サービス管理責任者基礎研修、実践研修を修了している場合であってもサービス管理責任者等として配置することはできません。

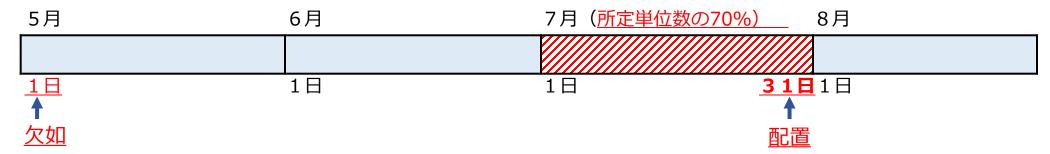
### 8. 減算に係る留意事項

### サービス管理責任者欠如減算②

### 【取扱い】

指定基準に定める人員基準を満たしていない場合、その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。

- ・減算適用1月目から4月目 … 所定単位数の70%を算定
- ・減算適用 5 月目以降 … 所定単位数の50%を算定
- (例1) 令和6年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和6年7月31日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合 ⇒令和6年7月サービス提供分は減算対象(所定単位数の70%)となり、令和5年8月サービス提供分からは減算なし。



(例2) 令和6年5月1日からサービス管理責任者が欠如し、令和6年6月30日に新しいサービス管理責任者を採用・配置した場合 ⇒サービス管理責任者欠如減算なし。(欠如の翌月末までに新たにサービス管理責任者を配置したため)



# 8. 減算に係る留意事項

# サービス提供職員欠如減算

### 【減算の対象】

生活支援員、看護職員、理学療法士、作業療法士、地域移行支援員、職業指導員、就労支援員、就労定着支援員、世話人について、指定基準に定める人員基準を満たしていない場合

### 【取り扱い】

1割を超えて欠如した場合にはその翌月から、1割の範囲内で欠如した場合にはその翌々月から人員欠如が解消されるに至った月までの間減算となる。

・減算適用1月目から2月目 … 所定単位数の70%を算定

・減算適用3月目以降 … 所定単位数の50%を算定

# 9. 食事提供体制加算の取扱いについて

### 【食事提供体制加算の算定要件】

収入が一定額以下の利用者に対し、以下①~③に適合する食事の提供を行った場合に所定の単位数を加算する。 ※R6年度報酬改定による改定内容

- ① 当該事業所の従業者として、又は外部との連携により、管理栄養士又は栄養士が食事の提供に係る献立を確認していること。(栄養ケア・ステーション若しくは保健所等の管理栄養士が献立の確認を行っている場合でも可。
- ② 食事の提供を行った場合に利用者ごとの摂食量を記録していること。
- ③ 利用者ごとの体重又はBMI(次の算式により算出した値をいう。以下同じ。)をおおむね6月に1回記録していること。

<u>①について、保健所へ献立の確認を依頼する場合には、次ページのとおり取り扱</u> います。

### 9. 食事提供体制加算の取扱いについて

### ①保健所へ献立の確認を依頼する場合

- ▶事業所従業者又は外部への委託以外の方法で献立の確認を行いたい場合、<u>原則として栄養ケア・ステー</u> ション(青森県栄養士会内)の利用をお勧めしますが、保健所へ依頼する場合、保健所では以下①~③のと おり取り扱います。
- ① 保健所での確認を求める事業所には、巡回指導対象事業所と同様の書類を提出すること。
- ② 既に巡回指導を行っている場合には①によらず、引き続き従来の方法で実施することは妨げない。
- ③ 保健所が指導する場合、**保健所の可能な方法(巡回・来所)で行う**。

- ※「給食施設栄養指導票」の項目に「不適切」、「未実施」がある場合であって、献立の改善内容の確認依頼があった場合には、 再度保健所で巡回指導を受けることは可能です。
- ※小規模事業所(45食未満/回)の場合には、保健所では巡回の対象としていませんので、事業所から保健所へ巡回指導を依頼 する必要があります。
- ※いずれの場合においても、日程は保健所の業務都合等によりご希望に添えない場合がありますので、ご留意ください。

### 9. 食事提供体制加算の取扱いについて

### ②保健所から献立の確認を受けた場合の県への届出について

- ▶ 事業所が保健所で献立の確認を受けた場合の**届け出について、当課では以下の**とおり取り扱います。
- ① 保健所で巡回指導を受けた場合、保健所から<u>「給食施設栄養指導票」</u>が発出されますので、食事提供加算を算定する際は、<u>「食事提供体制加算に関する</u>届出書」に「給食施設栄養指導票」の写しを添付してください。
- ② 「給食施設栄養指導票」は、**加算の届出日より前1年以内のもの**を添付してください。
- ③ 報酬留意事項において、献立の確認頻度は、年1回以上行うこととされていますので、ご留意ください。
- ④ 提出された「給食施設栄養指導票」の項目がすべて<u>「実施済」</u>になっていない場合、食事提供体制加算の算定はできません。※右図赤線内部。

(様式5)

文 書 番 号 和 年 月 日

(施設長) 殿

☆森県○○○保健所長

#### 給食施設栄養指導票

健康増進法第18条第1項第2号の規定に基づき、貴施設を指導した結果は下記のとおりでした。 未実施及び不適切な項目については早期に改善してください。

		実施済	不適切	未実施	
	利用者の身体の状況、栄養	(1) 利用者の①性、②年齢、③身長、④体重、⑤肥満度、⑥身 体活動レベルを把握している	1		
1	状態、生活習慣等の定期 的な把握	(2) 利用者の①栄養状態、②食事の摂取状況、③病態、④摂 食・嚥下機能、⑤生活習慣等を把握している			
	and the second second	(3) 定期的に把握している			
01	給与栄養目標量の設定	(1) 上記1で把握した情報に基づいて設定している			$\overline{}$
		(2) 最新の食事摂取基準等を適切に活用している			
	施設内約束食事箋の作成	(1) 適切な根拠(最新のガイドライン等)に基づいて作成している			
	- (実施施設のみ)	(2) 根拠の改定等に合わせ見直している			
	食品構成表の作成 (ソフト未使用施設必須)	(1) 給与栄養目標量に基づいて作成している			Γ
0.4	荷重平均食品成分表の作成	(1) 最新の日本食品標準成分表に基づいている			
2-4	(ソフト未使用施設必須)	(2) 独自に作成、または適切なものを活用している			-
	4	(1) 一定期間単位の予定献立表を作成している			
0	会事計画の作品	(2) 予定給与栄養量が給与栄養目標量に対して適切である		1	
3	食事計画の作成	(3) 施設内で共通認識している食種(食形態)がある			1
		(4) 予定献立表を変更した場合、適切に訂正している		1,0	
	品質管理の実施	(1) 食種毎に食数を把握し、廃棄、検食、保存食分を加え発注			
4-1	計画に基づいた食材料調	している			
	遊	(2) 検収により①鮮度、②数量、③重量を確認している			
4-2	品質管理の実施	(1) 献立に示された分量のとおり調理している			
		(2) 摂食・嚥下機能に応じた調理を行っている			
4-3	品質管理の実施 計画に基づいた食事の提供	(1) 計量や案分、見本の展示等により盛り付け量を確認している			
		(1) 給与栄養量が給与栄養目標量に対して適切である			
5	食事計画、品質管理の評価	(2) 検食により食事計画、品質管理を評価している			
0	及學問問、即與自在少計圖	(3) 利用者の摂取量(残食量)を定期的に把握している			朱
		(4) 把握した摂取量を食事計画に反映している	- 1		
		(1) 料理の組み合わせ、食品の組み合わせ、嗜好に配慮している		_	
6	利用者に配慮した献立	(2) 行事食、郷土食を取り入れている			
		(3) 旬の食材を使用している			
	利用者等に対する栄養に	(1) 献立表を掲示または配付している			L.
7	関する情報の提供	(2) 主な栄養成分を表示している(熱量、たんぱく質、脂質、食塩等)			
,	NA > ALIE IN- CAPA	(3) 健康課題に対し計画的に支援を行っている			
		(4) 各種媒体等の活用により情報提供を行っている			<u></u>
		(1) 栄養管理委員会等を定期的に開催している			
8	給食運営に関する関係職	(2) 会議録を作成し、関係職員に周知している	_	-	_
_	員の共通認識	(3) 栄養管理委員会等の結果を踏まえ関係職員と連携し給食を 提供している			
		(1) 災害等に備えた食糧や必要物品を備蓄している			
a	災害等に備えた体制の整備	(2) 備蓄食糧による献立表を作成している			
9	シケロールにかいていてはいいう	(3) 備蓄品の数量、賞味期限等を書類で整理している			
		(4) 災害等非常時の状況に合わせた対応方法を定め書類を整理してい			
10	書類の整備	(1) 上記(1~9)の他、取り組みが分かる書類を整備している			-
10	E 22-7 TE 388	(2) 委託契約書を整備している			
		<ul><li>① 指定特定給食施設が管理栄養士を配置している</li></ul>	配置き	E /	未配
11	管理栄養士・栄養士の配置				
		③ 上記以外の施設が管理栄養士又は栄養士を配置している		$V_{-}$	
	巡回指導日 令和 年	月 日 栄養指導員			

# 10. 各種申請手続きに関する情報の検索方法について

### ロ 各種届出様式の掲載場所について

インターネット上で「青森県庁ウェブサイト」と検索し、以下のとおり検索してください。

# 青森県庁ウェブサイト > ホーム

- > ①組織でさがす > ②健康福祉部 > ③障害福祉課
  - > ④障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)
    - > ⑤障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について

※次ページに掲載場所をお示しいたしますので、業務の参考としてください。



### 現在の位置:ホーム > 組織でさがす 組織でさがす 総務部 🛭 職員の人事・福利厚生、行政改革の推進、条例の立案、栄典関係、県政全般の広報広聴活動などの仕事をしています。 財務部 🛭 県の予算編成、県税の賦課徴収、市町村の行財政に係る助言などの仕事をしています。 総合政策部 🛚 県行政の総合的政策調整、DXの推進、諸統計の作成などの仕事をしています。 こども家庭部 ⊙ 子育て支援や結婚支援、若者の県内定着・遠流、地域の雇用対策、青少年行政、男女共同参画などの仕事をしています。 交通・地域社会部 © 交通体系の整備の企画調整、消費者行政、文化振興、交通安全などの仕事をしています。 環境エネルギー部 ⊙ 地球温暖化対策の推進、環境保全、自然保護、エネルギーに関する仕事をしています。 健康医療福祉部 🖯 健康増進、病院や医師・保健師などの医療に関すること、生活保護、身体障がい者・知的障がい者、高齢者等の社会福祉に関する仕事をしていま

る Google Mitt

青森県

現在の位置:ホーム > 組織でさがす > 健康医療福祉部

### 健康医療福祉部

- 健康医療福祉政策課
- がん・生活習慣病対策課
- 医療薬務課

①トップページの「組織で探す」をク

- 保健衛生課
- 高齢福祉保険課
- ●障がい福祉課
- a dis-
- 青森県動物愛護センター
- 青森県食肉衛生検査所
- 青森県障がい者相談センター
- 青森県立あすなろ療育福祉センター
- 青森県立さわらび療育福祉センター
- 青森県立精神保健福祉センター

③「障がい福祉課」をクリック

# ②「健康医療福祉部」をクリック

#### 地域県民局

- 東青地域県民局地域健康福祉部
- 中南地域県民局地域健康福祉部
- 三八地域県民局地域健康福祉部
- 西北地域県民局地域健康福祉部
- 上北地域県民局地域健康福祉部
- 下北地域県民局地域健康福祉部









現在の位置:ホーム×組織でさがす×健康医療福祉部×障がい福祉課

#### **障がい福祉課**

#### る 新着情報

#### 障害福祉サービス事業者 等の指定申請・届出に・

#### 障がい福祉課 [2025年03月07日] new

ご覧になりたい項目をクリックし ます。)・令和6年度障害福祉サ ービス等報酬改定について・前年 度実績… ⊕

#### 青森県障害福祉サービス 等人材育成研修事業者…

#### 障がい福祉課 [2025年03月04日] new

青森県では下記の研修について会 和6年度から「知事が指定した事 業者」による実施とすることと 、 事業者の申請を受け付けてい ⊕

#### 青森県発達障がい者支援 地域協議会

#### 障がい補祉課 [2025年02月26日] new

青森県緊煙障がい者支援地域協議 会県では、発達障がいを有する障 害児(者)について、乳幼児期か ら成人期までの各ライフステージ ⊕

### **障がい福祉課の新着情報一覧 ④**

#### 医療的ケア児支援の検討 の場

#### 障がい補祉課 [2025年02月26日] new

療的ケア児支援体制検討部会員で は、県内の医療的ケア児の支援に 係る課題や対策等を検討するため ⊕

#### 世界自閉症啓発デー・発 達障がい啓発週間

#### 際がい海針課 [2025年02月26日] new

令和7年度世界自閉症啓発デー・ 発達障害啓発週間イベント毎年4 月2日は国連の定めた「世界自閉 症啓発デー」です。発達障害のあ

#### 発達障がい支援

#### 際がい福祉課 [2025年02月26日] new

お知らせR7自閉症啓発デーのイ ベントを開催しますかかりつけ医 等発達障がい対応力向上研修会を 開催します!R6製達障がい児者 支援 スー

#### 令和7年度研修の実施につ いて(相談支援従事者…

#### 原がい海社課 [2025年02月26日] new

令和7年度の研修日程は以下のと おりです。指定事業者又は委託事 業者による研修については、各実 施事業者のホームページを確認し

#### 障害者総合支援法・児童 福祉法 (障害児に係る…

#### 原がい福祉課 [2025年02月05日]

(R7.2.5更新) · 障害者総合支援 法の対象となる疾病の見直しに関 する周知について[241KB] (令和 7年2月5日厚生労働省社会・接護

#### 令和6年度障害福祉サービ ス等報酬改定について

#### 障がい福祉課 [2025年02月04日]

新着情報年月日内容通知等令和7 年2月4日●令和7年1月31日付け で、同行接機に係る以下通知の改 正がありました。(改正された通

#### 障がい者の就労支援につ いて

#### 障がい福祉課

就労継続支援事業所の令和5年度 工賃(賃金)実績を公表します。 (R7.2.3更新) 令和5年度工賃 (黄金) 実績[113KB]就労継続支 援B型事…

#### 障がい者の芸術文化活動 関連イベント等

#### 障がい福祉課

芸術文化活動関連イベント等芸術

文化活動に関するイベント情報な どを掲載します。イベントに関す るご質問等につきましては、各主

#### 令和6年度研修の実施につ いて (相談支援従事者…

#### 障がい福祉課 [2025年01月14日]

令和6年度の研修日程は以下のと おりです。指定事業者又は委託事 業者による研修については、各実 施事業者のホームページを確認し ⊕

#### 関連ページ

- ●令和4年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 第43回全国障害者技能協議大会について
- 社会機祉施設等における事故・不祥事案発生時の報告取扱要領の─ 部改正について
- ●障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について
- 青森県障がい者の意思疎通手段の利用の促進に関する条例
- 青森県手託言語条例
- ●障害者計画・障害福祉計画について
- ●障害者虐待の防止等について
- ●障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】

- ■医療的ケア児等支援者・コーディネーター養成研修
- 身体障害者手帳認定の手引き
- 戸きこえない・きこえにくいお子さんへの支援について
- 四軽度・中等度難聴児補聴器購入費等助成事業について
- 補糖器に関するお知らせ
- ■障害者芸術文化活動
- ●心身障害者扶養共済制度
- 特別障害者手当・障害児福祉手当
- 口指定管理制度導入施設口 ~指定管理者募集中~【募集は終了しました。】

#### 関連ページ

- 平成30年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導について
- 平成30年度就労移行等実態調査について
- 第39回全国障害者技能協議大会について
- 平成29年度予算執行調査(障害福祉サービス等)について
- 社会福祉施設等における事故・不祥事案発生時の報告取扱要領の一部
- 障害福祉サービス等の情報の公表について
- 障害者差別解消法について
- 障害者計画・障害福祉計画について
- 障害者虐待の防止等について
- 障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)について
- 指定自立支援医療機関の指定申請等について【医療機関向け情報】
- 指定自立支援医療機関(育成医療・更生医療)集団指導(自己点検)の 実施について
- 📰 発達障害関連について
- 🧊 令和元年度研修の実施について(相談支援従事者研修・サービス

- 具產科医療補償制度
- 青森県保育・障害福祉サービス事業所等認証評価制度参加宣言及び 認証申請(第1回目)受付中
- 開視・聴覚障害者のICT利活用の支援について
- 医療的ケア児支援について
- 身体障害者手帳認定の手引き
- □指定管理制度導入施設□ ~指定管理者募集中~【募集は終了しました。】

#### 【青森県身体障害者福祉センターねむのき会館】

身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定される身体障 害者福祉センターとして、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体 障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリ エーションのための便宜を総合的に供与することを目的として設置されて います。

#### 【青森県視覚障害者情報センター】

身体障害者福祉法/昭和24年法律第283号)第34条に規定される視覚障

4関連ページの

「●障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)につい て」をクリック

関連分野: 障害福祉

更新日付: 2022年12月6日 障害福祉課

障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)

障害者支援施設等への注意喚起について ⊙

障害者総合支援法・児童福祉法(障害児に係るもの)関係通知集 ③

障害福祉サービス事業者等名簿【青森県所管事業所分のみ】等について ⊙

障害福祉サービス事業者等の指定申請・届出について ③

障害児通所・入所支援に係る事業者の指定申請・届出について ⊙

福祉・介護職員処遇改善加算、特定処遇改善加算、ベースアップ等支援加算について ③ (障害福祉サービス事業者等)

障害福祉サービス事業者等の指定更新について ③

障害福祉サービス事業等の新規指 定、変更、加算、廃止、休止、再 開等について

障害児通所支援事業等の指定、更新、変更、加算、廃止、休止、辞 退等について

障害福祉サービス事業所等の指定更新 について

### 11. 地域連携推進会議の実施について(共同生活援助・施設入所支援関係)

### 地域連携推進会議の義務化について

- ▶ 令和6年度報酬改定により共同生活援助及び施設入所支援において、地域の関係者を含む外部の目(又は第三者による評価)を定期的に入れる取組として「地域連携推進会議」が導入されました。
- ▶ 当該会議の実施は、令和7年度より事業者の義務となります。基準、通知等をご確認の上、適切に実施くださるようお願いいたします。

### 地域連携推進会議について(留意事項要旨)

- ① 利用者及びその家族、地域住民の代表者、共同生活援助(又は施設入所支援)について知見を有する者並びに市町 村の担当者等によ り構成される<u>地域連携推進会議を開催</u>し、おおむね<u>1年に1回</u>以上、<u>運営状況を報告</u>するととも に、<mark>必要な要望、 助言等を聴く機会</mark>を設けなければならない
- ② 会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、会議の構成員が事業所を見学する機会を設けなければならない。
- ③ ①の報告、要望、助言等についての記録を作成し、これを公表する。

### 11. 地域連携推進会議の実施について(共同生活援助・施設入所支援関係)

### 地域連携推進会議の実施について②(実施イメージ)

### 構成員(地域連携推進員)の選定

- 利用者
- 利用者の家族
- 地域住民の代表者
- 福祉に知見を有する者
- 経営に知見を有する者
- 市町村の担当者

※なるべく外部の者を選定することが望ましい。



会議の開催 (事業所単位)



地域連携推進員 による訪問 (住居単位)

※いずれも年1回以上。



会議結果を記録・公表

※記録は5年以上保存。

### 地域連携推進会議の目的

- ・効果的な事業運営
- ・利用者と地域との関係づくり
- ・地域の人への施設等や利用者に関する理解の促進
- ・施設等やサービスの透明性・質の確保
- ・利用者の権利擁護

#### (参考)

「地域連携推進会議の手引き」

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001319880.pdf

・「地域連携推進会議の手引き(別冊」資料編」)

https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001282618.pdf

・「厚生労働省ホームページ 3.共同生活援助」

https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\_41992.html

### 就労選択支援の創設について

- ▶ 令和7年10月1日より、新サービス「就労選択支援」が創設されます。
- ▶ 現時点では、国からは基準のみ示されており、今回お示しする内容についても変更となる可能性があります。 基準解釈通知、関係通知等は国から発出され次第、メールやホームページ等で周知します。

### 就労選択支援とは

◆ 障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援するサービス

### ①サービスの対象者

- ◆ 現に就労継続支援又は就労移行支援を利用する者。
- ◆ 令和7年10月以降、新たに就労選択支援B型を利用する者
- ◆ 令和9年4月以降、新たに就労選択支援A型を新規に利用する者、就労移行支援において標準利用期間を超えて利用する意向のある者 ※特別支援学校生徒を含む。

### ②支給決定期間

原則1か月

※1か月以上の時間をかけた継続的な作業体験を行う必要がある場合は、2か月の支給決定を行う。

### ③ 実施主体の要件

- 就労移行支援又は就労継続支援を実施する事業者であって、過去3年以内に3人以上の利用者が新たに通常の事業所に雇用されたものや、これらと同等の障害者に対する就労支援の経験及び実績を有すると都道府県知事が認める以下のような事業者。
- 就労移行支援事業所、就労継続支援事業所、障害者就業・生活支援センター事業の受託法人、自治体設置の就労支援センター、人材開発支援助成金(障害者職業能力開発コース)による障害者職業能力開発訓練事業を行う機関等

### ④ 従事者の人員配置・要件

- 管理者及び常勤換算方法で利用者の数を15で除した数以上の専従の就労選択支援員
- 就労選択支援員は就労選択支援員養成研修の修了者
- 就労選択支援員養成研修の受講要件は、基礎的研修を修了していることや障害者の就労支援分野の勤務実績が通算5年以上あること。

- ※基礎的研修とは、立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構等が行う「雇用と福祉の分野横断的な基礎的知識・スキルを付与する研修」を指す。
- ※ 経過措置として、就労選択支援員養成研修開始から2年間は基礎的研修又は基礎的研修と同等以上の研修の修了者を就労選択支援員とみなす。
- ※基礎的研修と同等以上の研修については、以下の研修とする。
- ・就業支援基礎研修・職場適応援助者養成研修・サービス管理責任者指導者養成研修 専門コース別研修(就労支援コース
- ※就労選択支援員養成研修の受講要件としては、基礎的研修を修了していることや就労支援に関して一定の経験を有していることを要件とする。
- ※ 基礎的研修の実施状況を踏まえ、当面の間(令和9年度末までを想定)は、現行の就労アセスメントの実施等について一定の経験を有し、基礎的研修と同等以上の研修の修了者でも受講可能とする。

### 就労選択支援のサービス提供プロセス

### サービス利用希望

### 計画相談支援事業所

### 就労選択支援事業所

- ① 短期の生産活動を通じたアセスメント(適正、知識、能力の評価及び意向確認)
- ② 多機能連携会議(各機関担当者への意見集約)
- ③ 関係機関等との連絡調整
- ④ 雇用事例等の情報収集、利用者へ情報提供

アセスメント 結果等の活用

計画相談支援事業所

# 障害福祉サービス

- · 就労継続支援A型
- · 就労継続支援 B 型
- ・就労移行支援事業所

ハローワーク等

企業就職

アセスメント 結果等の活用

### 就労選択支援に係る関係通知集

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和6年厚生労働省令第17号)
   https://www.mhlw.go.jp/content/001216012.pdf
- 「就労選択支援について」(令和7年1月30日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課) https://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\_page/field\_ref\_resources/4db1e6a9-814f-405d-80c9-122cef7ce5fd/504f7f14/20150129councils-shingikai-shougaiji\_shien-4db1e6a9-07.pdf
- 「令和6年度報酬改定における主な改定内容」(令和6年2月6日 厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム) https://www.mhlw.go.jp/content/12200000/001205321.pdf
- 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の概要(令和6年2月6日 厚生労働省障害福祉サービス等報酬改定検討チーム) https://www.mhlw.go.jp/content/001216035.pdf
- ※国から関係通知等が示され次第、順次メール、ホームページ等で周知します。